

過疎地域遊休施設再整備事業

- 過疎地域内の遊休施設を有効活用し、地域間交流促進や地域振興に資する施設へ再整備する取組を支援。

施策の概要

過疎地域に数多く存在している廃校舎や使用されていない家屋等の遊休施設を有効活用し、地域振興、地域課題解決に資する施設や都市住民等との地域間交流を促進するための農林漁業等体験施設、生産加工施設、地域芸能・文化体験施設等の整備事業に対して補助

(1) 事業主体

過疎市町村

(2) 交付対象経費の限度額

60,000千円

(3) 交付率

1 / 3 以内

事業のイメージ



廃校舎



使用されていない
旧公民館



使用されていない
倉庫等

改修

過疎地域内の課題解決に対応した施設へ



テレワーク施設やサテライトオフィス等働く場の施設整備



地域運営組織等のコミュニティ拠点施設



食肉、農産物等の加工施設